

# 安全報告書 2019

【バス事業】



 遠州鉄道株式会社

2019年7月

# 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

遠州鉄道においては、輸送の安全を確保するために、以下の通り社長以下全社員が一体となって取り組んでまいります。

### (輸送の安全に関する基本的な方針について)

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

### 「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう



遠州鉄道株式会社

取締役社長 齊藤 薫

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

## 2.輸送の安全に関わる目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において策定した2018年度事故防止重点実施項目及び事故抑止目標、事故実績並びに2019年度事故抑止目標は次の通りです。

### 1.輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- ・2018年度事故抑止目標 有責事故1割削減
- ・2018年度事故実績 対前年度 ▲15件 (84.3%) 【目標達成】
- ・2019年度事故抑止目標 有責事故削減

### 2.年間最重点実施項目 (2018年度)

- 「有責事故ゼロ」 ～まず確認！正しい判断の積み重ね～
- ・車内事故ゼロ【着席確認と“呼称”確認】
  - ・バック事故ゼロ【10点満点の基本動作】
  - ・接触事故ゼロ【ハンドル操作前の周囲の確認】
  - ・イエローストップ【黄色は停まれ！早めのアクセルオフ】

### 3.月別事故防止重点項目 (2018年度)

4月	新入生、新社会人への優しい対応
5月	車間の確保！早めの合図、早めのブレーキで自己防衛
6月	雨天時「急」の付く運転防止と水はね注意
7月	道路状況に応じた確実な運転操作
8月	子供の飛び出しなどに対する防衛運転の徹底
9月	呼称確認の徹底、車内事故防止
10月	薄暮時、早めのライト点灯による防衛運転の実施
11月	バック時の基本動作の徹底「不安であれば下車確認」
12月	師走の混雑時、一呼吸おいてゆとりの運転
1月	初心を忘れず、プロドライバーとして模範となる運転
2月	路面凍結スリップ注意！「急」のつく運転はしない
3月	不慣れな初心ドライバーに注意

### 4.主な安全に関する外部表彰実績 (2018年度)

#### 【団体表彰実績】

#### (1) 静岡県自動車連合会安全運転コンクール

#### ① 静岡県自動車連合会長表彰 (特別表彰)

三方原営業所

② 静岡県警察本部長・静岡県自動車連合会長連名表彰（一般表彰）

磐田営業所、浜松東営業所

③ 静岡県自動車連合会長連名表彰（一般表彰）

三方原営業所

④ 静岡県バス協会長表彰（一般表彰）

天竜営業所

## （2）自動車安全運転センター 2018年度優秀安全運転事業所

① 優秀安全運転事業所 金賞

（静岡県警察本部長・自動車安全運転センター理事長連名表彰）

舘山寺営業所

② 優秀安全運転事業所 銀賞

（静岡県警察本部交通部長・自動車安全運転センター静岡県事務所長連名表彰）

浜松東営業所、天竜営業所

③ 優秀安全運転事業所 銅賞

（浜松中央警察署長・自動車安全運転センター静岡県事務所長連名表彰）ターミナル営業所

（磐田警察署長・自動車安全運転センター静岡県事務所長連名表彰） 磐田営業所

### 【個人表彰実績】

自動車関係功労者大臣表彰	運転者 1名（前年度 1名）
中部運輸局 功労者等局長表彰	運転者 2名（前年度 5名）
中部運輸局静岡運輸支局 功労者等支局長表彰	運転者 1名（前年度 16名）
社団法人日本バス協会長 優良バス運転者表彰	運転者 4名（前年度 10名）
社団法人静岡県バス協会長 優良バス運転者表彰	運転者 9名（前年度 14名）
静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰	運転者 2名（前年度 1名）
静岡県高速道路交通安全協議会 西部支部長表彰	運転者 3名（前年度 3名）

## 5.主な安全に関する資格取得実績（2018年度）

運行管理者試験 合格者 18名（前年度 27名）

## 3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2017年度発生 29件

内 訳

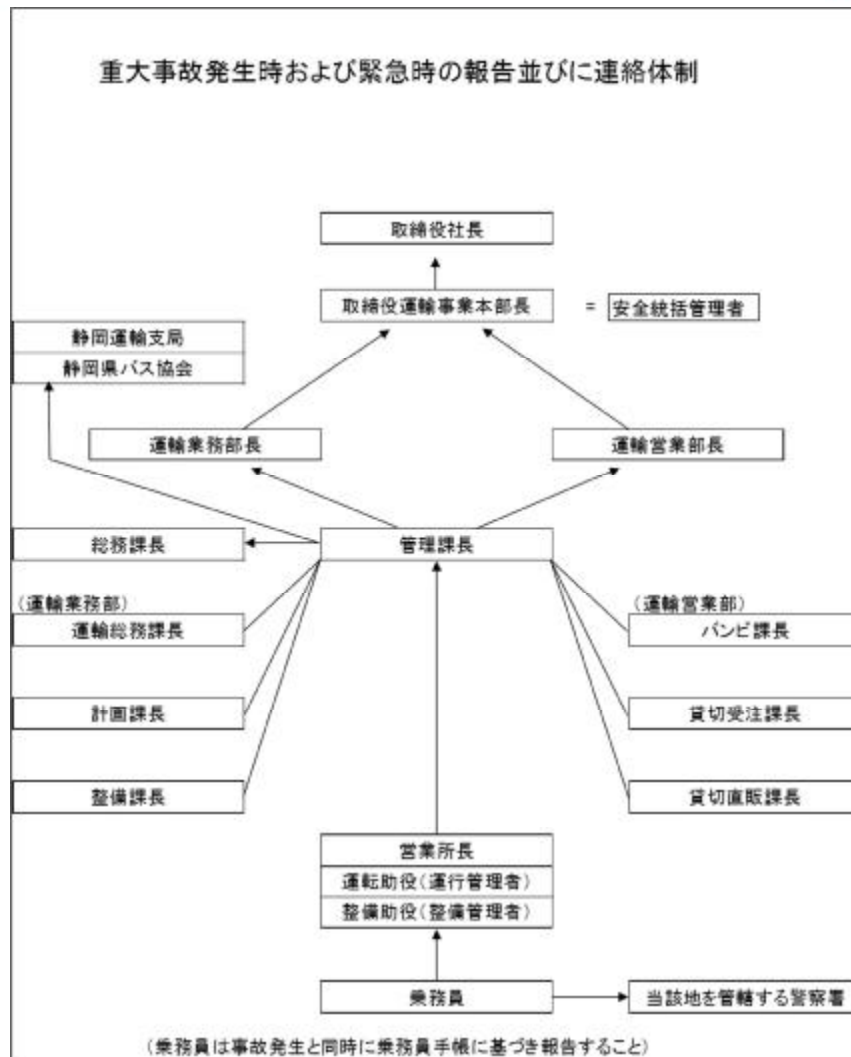
車内事故	4件
接触	0件
健康起因	23件
車両故障	2件

2018年度発生 16件

内 訳

車内事故	2件
接触	0件
健康起因	13件
車両故障	1件

## 4.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



- 1.当社における輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。
- 2.当社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。

## 5.輸送の安全に関する重点施策

2019 年度に実施するべき重点施策を「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」に基づき、以下の通りに決めました。また、重点施策の実施のために当社経営計画の中で策定した実施項目は【7. 2019 年度の輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置】にて記載させていただきます。

- 1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。



- 3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 5.輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

## 6. 2018年度の輸送の安全のための重点施策と講じた措置

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(1) 経営トップ・安全統括管理者による全営業所職場巡視 (9月・10月・12月)

【所内巡視】

【営業所事故防止委員会への参加】



(2) 自己監査 (営業所監査・相互監査) の実施

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(3) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(4) 事故防止のための計画・実施事項

① 年間最重点実施項目の設定

「有責事故ゼロ」 ～まず確認！正しい判断の積み重ね～

- ・車内事故ゼロ【着席確認と“呼称”確認】
- ・バック事故ゼロ【10点満点の基本動作】
- ・接触事故ゼロ【ハンドル操作前の周囲の確認】
- ・イエローストップ【黄色は停まれ！早めのアクセルオフ】

- ・車内事故防止 (呼称確認の徹底、社内モニター添乗評価とその結果に基づく指導)
- ・バックの基本動作 (10点満点の基本動作実施と徹底指導)
- ・運転評価表の活用 100点満点を目指す運行  
「急のつく運転の癖の改善、立ち見調査、ドラレコの活用」
- ・現地調査および指導 (イエローストップの実施状況を交差点現地にて調査)

- ・階層別教育 (指導者育成、若年運転者、事故惹起者を対象としたドライブレコーダーやデジタルタコグラフ分析に基づく実戦形式の教育、教育施設を活用した車両感覚養成教育)

② ドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータを活用した事故防止教育



③ 営業所内教育施設における車両感覚養成のための実践訓練



④ 各種強化月間の設定

7月：バス車内事故防止キャンペーン

その他：交通安全運動の実施、年末年始の安全総点検の実施

⑤ 本部及び全営業所による事故防止対策委員会の開催 (11月・3月)

【本部事故防止対策委員会】

【外部講師による出前講座】



- ⑥ 適性診断の実施と運転者への指導
- ⑦ 営業所長会議（月 2 回開催）
- ⑧ 統括運行管理者会議（毎月開催）
- ⑨ 0 の日に本社管理職による乗務前点呼実施状況の確認
- ⑩ 整備管理者会議（毎月開催）

(5) 健康管理の確実な実施

- ① 年 2 回の定期健康診断
- ② 健康管理指導基準（当社基準）に基づく運転者の健康状態の把握
- ③ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策として睡眠ポリグラフ検査の実施
- ④ 一定年齢に達した運転者に対する「脳 MRI 健診」の実施

(6) 飲酒運転防止対策の実施

- ① 乗務開始前及び乗務終了後点呼時のアルコール検知の徹底（手順の遵守指導）
- ② 観光バス乗務員の宿泊先での飲酒に対する厳正な点呼指導

【担当課員による現地呼】



【モバイルアルコール検知器使用時の現地呼】



**2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うように努めること。**

- (1) 要員確保のための採用プロジェクトチームによる採用強化とバス運転体験会等の開催

<採用ホームページ>



<運転体験会>





- (2) 新卒運転者（大卒・高卒）の継続採用と育成および支援
- (3) 新規車両の導入：乗合大型 **13** 両、貸切大型 **8** 両
- (4) 通信型ドラレコ一体型デジタコの導入（貸切）：**61** 台
- (5) 車外警報装置の導入（乗合）：**20** 台

### 3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

### 4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1) 事故・お客様の声情報の共有と活用（本社及び全営業所）
- (2) ヒヤリハット情報の収集と分析
- (3) 国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知
- (4) 「社員のチカラ」（社内モニター制度による添乗評価）
- (5) 事故関係の初任担当者教育の実施

### 5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1) 「10.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (3) 運輸事業本部管理職及び担当課員による現場に出向いての点呼状況の調査指導
- (4) 事故防止教育に活用するドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータの分析
- (5) 安全運転中央研修所における安全運転研修（12/3～12/5：12名）
- (6) 冬山スキー現地教育（① 1/23～1/25：16名 / ② 2/6～2/8：15名）

【机上教育】



【現地でのチェーン指導】



- (7) 救命救急講習への参加
- (8) 交差点における街頭指導（毎月実施）

- (9) 現場におけるバック操作指導
- (10) 整備管理者による日常点検の指導
- (11) 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）模擬監査の実施（各営業所運行管理者参加）  
※浜松東営業所・ターミナル営業所・天竜営業所

【模擬監査風景①】



【模擬監査風景②】



## 7. 2019 年度の輸送の安全に関する計画及び 輸送の安全のために講じる措置

「5.輸送の安全に関する重点施策」に対応して、輸送の安全を確保するために当社経営計画の中で策定した実施項目は次の通りです。

**1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。**

- (1) 自己監査（営業所監査・相互監査）の実施  
「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照
- (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査  
「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照
- (3) 事故防止のための計画・実施事項

### 2019 年度年間最重点実施項目

- 「有責事故ゼロ」 ～原点回帰！危険の芽を摘む“確認”動作の徹底～
- ・車内事故ゼロ【扉開閉時と発車時の“確認”動作】
  - ・バック事故ゼロ【いつでもどこでも 10 点満点の“確認”動作】
  - ・接触事故ゼロ【早めの“確認”・早めのアクセルオフ&ブレーキ】
  - ・運行ミスゼロ【始発・分岐点での行き先“確認”】

- ① 車内事故防止  
(車内確認“5項目”の策定と徹底、社内モニター添乗評価とその結果に基づく指導)
- ② バックの基本動作 (10点満点の基本動作実施と徹底指導)
- ③ 運転評価表の活用 100点満点を目指す運行  
「急のつく運転の癖の改善、データ活用」
- ④ 階層別教育 (指導者育成、若年運転者、事故惹起者を対象としたドライブレコーダーやデジタルタコグラフ分析に基づく実戦形式の教育、教育施設を活用した車両感覚養成教育)
- ⑤ 整備管理者による車両故障防止のための教育
- ⑥ 2019年度月別重点項目の設定

4月	「新入生・新社会人」優しい接客、優しい運転
5月	「自転車と子供」飛び出し注意！で防衛運転
6月	梅雨時の運転操作は慎重に。「ゆっくり発進、静かな停車」
7月	カーブの手前でスピードを落して快適な運行
8月	夏休み、子供と高齢者に優しい愛情運転
9月	バック時の基本動作の徹底で「バック事故0」へ
10月	基本動作を再確認、マイク活用で車内事故防止
11月	夕暮れ時、早めのライト点灯で事故防止
12月	「師走」先を急ぐ他車の動静注意で安全運行
1月	初心にかえり、基本動作の“確認”
2月	冬道は、危険を予測し安全走行の徹底
3月	運行表の再確認！行先案内と呼称確認の徹底

## 2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。

- (1) 運転者の積極的な採用活動
- (2) 計画的な新規車両の導入
- (3) 通信型ドラレコ一体型デジタコの追加導入 (貸切)
- (4) 健康管理の推進

## 3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

## 4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1) 事故・お客様の声情報の共有と活用体制の一層の構築 (本社及び全営業所)
- (2) 事故関係の初任担当者教育の実施
- (3) 営業所長会、副所長・所長代理会、統括運行管理者会議等

## 5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1) 「10.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (3) 運輸事業本部管理職及び担当課員による現場に出向いての点呼状況の調査・指導
- (4) 外部機関における安全運転研修の実施
- (5) ドライブレコーダーやデジタルタコグラフデータを活用した事故防止教育

## 8.2018年度安全に対する費用支出及び設備投資 (主なもの実績)

1. 教育に関する支出 (運転者・保安要員)	3,170 (千円)
2. 健康管理 (運行管理者・運転者)	9,200 (千円)
※定期健康診断、SASスクリーニング検査、脳MRI健診等の会社負担額	
3. 通信型ドラレコ一体型デジタルコ購入	25,840 (千円)
4. ドライブレコーダー関連機器購入	360 (千円)
5. デジタルタコグラフ関連備品購入	1,638 (千円)
6. アルコール検知器保守点検	3,976 (千円)
7. 車外警報装置購入 (乗合)	728 (千円)
8. 事故防止ステッカー	678 (千円)
9. 新車の導入 (乗合車両: 13両 貸切車両: 8両) ※各種搭載機器含む	539,650 (千円)

## 9.事故・災害に関する報告連絡体制

「4.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統」及び安全管理規程を参照ください。

## 10.輸送の安全に関する教育及び研修の計画

### 1.運転者

- (1) 階層別教育
  - ・ドライブレコーダーやデジタルタコグラフ分析に基づく実践形式の教育
  - ・飲酒運転防止教育
  - ・教育施設を活用した車両感覚養成教育
    - ① 若年運転者教育 (入社3年未満運転者)
    - ② 貸切運転者教育 (高速教育含む)
    - ③ 事故未然防止教育 (デジタルタコグラフデータ等を活用した教育)
    - ④ 事故惹起者教育 (事故発生時のドライブレコーダー映像等を活用した教育)
    - ⑤ 乗務班長・指導班長教育 (指導者育成教育)
- (2) 現地教育の実施【冬山輸送・修学旅行輸送 (京都・奈良、東京) など】
- (3) 適性・適齢診断の実施【NASVAネットの利用による】



## 2.運行管理者

- (1) 運行管理者全員を対象とした年間**2**回の事故防止及び法令遵守に関する集合教育
- (2) 統括運行管理者を対象とした**1**ヶ月に**1**回程度の事故防止及び法令遵守に関する集合教育及び情報共有のための会議を実施
- (3) 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による一般講習を受講

## 3.整備管理者

- (1) 整備管理者を対象に、年間**4**回以上の整備基準確認等の集合研修を実施
- (2) 静岡運輸支局による研修・講習会の受講
- (3) 整備管理補助者への研修指導の実施

## 4.営業所長

月**2**回の営業所長会において、情報共有及び指導

# 11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置

1.**2018**年度において講じた措置は以下の通りです。

- (1) 当社においては「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく自己監査規程により、自己監査を実施しております。**2018**年度については、本部運行管理部門及び全営業所に対して自己監査を実施し、運営状況を確認し、指摘事項についてのフォローアップ監査を実施し改善を図りました。
- (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査を実施しております。取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組み、課題等を確認するための監査を実施し、関与状況を確認しました。

【経営トップ・安全統括管理者の輸送の安全の確保への取り組み状況の監査（**2019.3.26**）】



2.2019年度におきましても以下のような措置を講じます。

(1) 自己監査について

①自己監査（営業所監査、相互監査）を実施します。

②重大事故、災害等が発生した場合、その他必要と認められる場合については自己監査を実施します。

③自己監査結果から改善すべき点が発生した場合は、直ちに是正措置又は予防措置を講じ、フォローアップの自己監査を実施します。

(2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査について

取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組みへの関与状況を確認します。

## 12.安全管理規程

当社の「安全管理規程」は別紙の通りです。当社については「安全管理規程」の届出の義務を有した事業者であり、**2006年12月**に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

## 13.安全統括管理者

当社については、安全統括管理者の届出の義務を有した事業者であり、現時点の安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第**47条の5**の要件を満たしており、**2018年7月**に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

【氏名】 小野田 剛久

【役職】 取締役運輸事業本部長